



「ADR」の魅惑―「あっせん・仲裁」のススメ ～執行力のないことはADRのデメリットか～

紛争解決センター運営委員会委員 伊藤 紘一 (26 期)

時々、ADRでは執行力がないので、使うのに躊躇するという声を聞きますので、本稿ではその声にお答えしたいと思います。

1 執行力の実体は何か

まず、執行力の実体は何か、から考えたいと思います。強制執行は裁判所が行う不動産強制競売、債権執行、執行官が行う動産執行にしても、それを行うことで当事者間の関係は断絶しますので、そうであってもよい場合は、裁判等執行力を求める手を勧めます。

しかしADRの扱う事件は、当事者間の関係継続を前提とし、断絶を前提としません。

ADRで約束された条項を両当事者が真に納得していれば履行されますし、充分納得していないのに無理やり締結させられた場合、不履行ということが起こります。

他会は不履行になって強制執行を求める手続を採ったのが十数件あったのに対し、東弁のADRでは十分な納得を目的とするので今まで不履行で別個に強制執行を求める手続を採ったのは一件位しかないという東京三会でのアンケート結果もあります。

2 執行力は本当に必要か (東弁で解決した事例から)

そこで、東弁の解決例のなかから、最もADRにふさわしかったと思われる2つを例に、執行力が必要だったか見ていきたいと思います。

①元請があるプロジェクトを遂行するのに下請を使ったが途中設計変更があったので、余計な作業を沢山した、その分を払ってくれなければ仕事を続けたくないと下請が言ったので、余計な作業に対する支払額の確定を東京弁護士会のあっせんに任せ、それで解決したので下請は仕事を続けた、という事件がありました。余分な仕事の分がいくら両当事者は真剣に討議しましたので、これの不履行ということは考えられませんでした。

②あるマンション建設につき付近住民が反対し、反対の赤旗が沢山立ったのでマンションが売れないとして業者が住民を相手のあっせんに求めた事件がありました。あっせん人は現地に行き住民の話を充分聞き、受入可能な建築修正案やプライバシー保護案日照補償案等検討させ、受入可能なギリギリの案ということで住民に納得してもらいました。この場合も不履行ということを想定する必要がありませんでした。

3 心理的強制として執行力を使う場合

もっとも、心理的強制として執行力を使う場合があります。この場合、金銭債務なら公正証書化する又は事実上の合意が出来たときに仲裁合意をし、仲裁手続に移行し、仲裁決定を得ることで債務名義化する、あるいは事実上の合意が出来た段階で簡易裁判所に連絡して即決和解の期日を取り、あっせん人立会で次回期日は即決和解をし、又弁護士会のセンターに戻り和解契約書を作成するという方法があります。この協定は簡易裁判所との間で出来ており、筆者は兄が弟にある部屋を使用貸借で貸していたが

有効活用する必要が出来たので、弟に何がしかの対価を払って明渡して貰うという事件でこの方法を取りました。

4 ADRではなく裁判を勧める場合

充分な納得の合意といっても反抗的な相手や絶対払わないと言っている当事者は得をするのではないかという疑問が生ずるかもしれません。そこで確信犯的に履行しないことが明らかな場合や、ずるい当事者に対してはADRでなく裁判を勧めます。

例えばデリバティブ商品を何も解らないお年寄りに買わせた等の事案で、金融ADRに申立てたところ5分5分くらいの案が出てきたというような場合、裁判をすれば金融側が全面的に責任を負うという結果を得る可能性もあります。

5 あっせん人がとる方法

多くの場合、支払う側の当事者はなるべくなら多く払いたくないという心理なので、あっせん人は次のような方法をとります。

例えば、500万円借りたが、今は経済事情が悪く毎月2万円ずつしか払えないという債務者には「わかりました、あなたの収入と支出の内訳をなるべく正確に提出して頂けますでしょうか」と言います（決して一度に払えと言わない）。資料を提出することで毎月3万5000円位払えると納得して貰うわけです。

インプラント手術を失敗した歯科医が過失はないと言っている場合、「わかりました。あなたは結果の

補償はやぶさかでないが、過失の前提では困るというのですね。それでは結果が悪いことで申立人はどういった被害を受けたとお考えですか」と言い、相手方の面子をつぶさずに実質的な解決をはかる方法をとります。このようにして本当の納得を確認していく訳です。

6 最後に

ADRが簡便な事件解決法として、期待が高まっています。

しかし、話し合いによる解決がふさわしい事件も沢山ありますが、大所高所から、法的基準を定めなければならない事件も沢山あり、そうした事件は、裁判所の機能に期待せざるを得ません。

つまり、ADRの発達と裁判機能の充実は、車の両輪のようなものであり、ADRに携わる者は、常に双方を睨んでいなければならないと考えます。

結局、ADRの話し合いで解決するかどうかは、もし話し合いが決裂して裁判になったらどのように展開するか点に関しての両当事者の見通しの問題と関連します。

例えば交通事故による損害賠償の場合、過失割合や損害額の算定等、それなりに判例が集積していますから、両当事者ともある程度予想がつきますが、前述した金融ADRにおけるデリバティブ取引に対する判断の場合、それ程多くの判例があるわけではないので、あっせん人も判例基準だとなってしまうことが言いにくくなります。こうした場合、あっせん人が上手に話し合いをリードすれば、妥当な結論になる場合もあるでしょう。